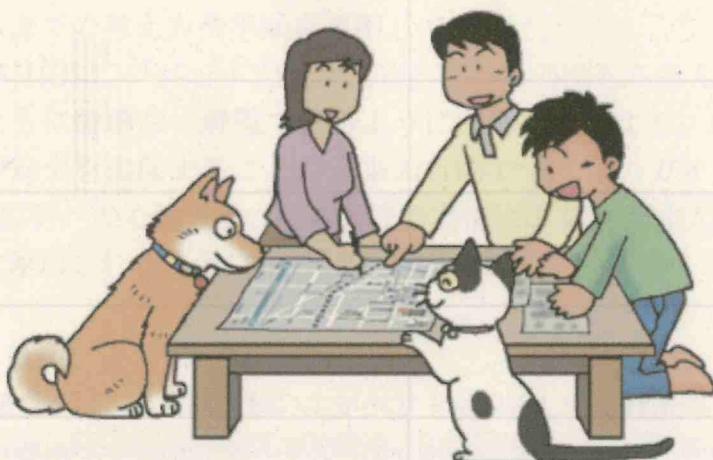


資料 5

災害時における ペット同行避難ガイドライン



令和 7 年(2025 年)1 月
飯山市

※1 鑑札・注射済票の装着は、法律上の義務です。

※2 マイクロチップとは…

直径 2mm、長さ約 8~12mm の円筒形の電子標識器具で、獣医師等が専用の注入器で体内に埋め込むことで、個体の識別をすることができるものです。マイクロチップを装着していると、災害時にペットが保護された際、行政機関や警察、動物病院の獣医師が、埋め込まれたマイクロチップ番号を読み取り、飼い主に連絡できます。災害時に備えて、ペットにはマイクロチップを装着するようお願いします。

② ペットの健康管理としつけ

～健康管理をしておく～

- ・ 避難所等ではストレスなどによりペットが体調を崩し、下痢やおう吐、食欲不振などを示すことが報告されているほか、他の動物との接触が増えることから、感染症のリスクが高くなります。
- ・ 普段からペットの健康管理に注意し、予防接種(犬では、毎年狂犬病予防注射を接種することが法律で義務付けられています)やノミ・マダニ等の外部寄生虫を駆除するとともに、トリミングするなど、ペットの健康と衛生を確保してください。
- ・ ワクチンや服用薬などを記録したペットの健康手帳を作つておくことや、それらの記録をスマートフォンに写真に残すことで、避難先でもペットの健康情報を確認できます。

～不妊・去勢手術をしておく～

- ・ 災害時にペットが離れ離れになったときの繁殖を防ぐため、不妊・去勢手術しておくことが重要です。性ホルモンによるストレスの軽減や感染症の予防、無駄吠えなどの問題行動を抑える、といった効果が期待できます。

～ペットの写真を平時に撮影しておく～

- ・ 災害時にペットが離れ離れになった場合、ペットの写真をあらかじめ撮影し、スマートフォンなどで簡単に見ることができるようになると、ペットの情報が得やすく、探しやすくなります。

～普段からのペットのしつけ～

- ・ 災害時に飼い主がペットを連れて避難する際、ペットがパニックになり、逃げ出したりするなど、いつもと違う行動を起こすことがあります。

⑤ ペットの一時預け先の確保

- ・ 避難所等での飼育以外にも、親戚や友人、動物病院、ペットホテルなど、複数の一時預け先を確保しましょう。
- ・ 特に大型の動物や危険な動物など、専用の飼育施設が必要な動物については、避難所等での受け入れが困難であるため、そのようなペットを飼っている飼い主は特に準備が必要です。
- ・ 災害が起こることが事前に予測される台風などの場合は、予め台風経路でない地域で、ペットと泊まれる宿泊施設等に早めに避難することも有効です。

⑥ 飼い主同士の協力体制(家族や地域住民との連携・同行避難訓練)

- ・ 地域で災害対策の会合や地域の防災活動(避難所運営マニュアルの作成や避難訓練)などに参加し、ペットを連れて避難する方法を、家族や地域住民との間で話しあっておきましょう。
- ・ 普段から近隣住民と良好な関係を築けるよう、万が一の時にはお互いに助け合えるよう、家族や飼い主同士、近隣住民と防災について話し合っておくことも必要です。飼い主が不在時のペットの世話や避難を協力し合える関係を作っておきましょう。

(2) 災害時に必要なこと

① 飼い主の安全確保・状況確認

- ・ 災害時には、飼い主自身が安全を確保し、自身の安全が確保できたらペットの安全を確保してください。
- ・ 突然の災害でペットもパニックになり、いつもと違う行動を起こすことがあります。ペットを落ち着かせるとともに、逃走やケガなどに注意してください。リードを付ける、ケージに入れるなどして、ペットの安全に配慮してください。
- ・ 災害の状況については、ラジオやテレビ、行政のホームページなどから正確な情報を収集してください。

② 避難先・避難方法の判断

- ・ 飼い主は、得られた情報をもとに、自宅や地域の状況を確認し、避難

するか自宅に留まるかを判断します。

- ・自宅が危険な場合や避難指示が出ている場合には、飼い主の安全が確保できる範囲において、ペットを連れて避難所等の安全な場所へ避難してください。
- ・避難所等のほか、車の中での飼育、動物病院やペットホテルなどの一時預け先へ避難する選択肢もあります。但し、車の中での飼育の際は、脱走に注意し、温度や湿度が高くならないように注意して熱中症を防ぎましょう。

③ ペットとの同行避難

- ・飼い主が避難所等に避難する場合は、ペットと一緒に同行避難します。市が指定する避難所においては、ペットの一時飼育スペースを飼い主と協力して設営していきます。
- ・災害時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の種類や自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難情報などを考えて、飼い主がペットを避難させることができかどうかを判断してください。

ペットと同行避難する前にするチェック項目

- ペットに鑑札や迷子札などが付いた首輪を装着しているか
- ペットの大きさに合わせたキャリーバッグやケージに入れたか
- ペット用備蓄品を入れた袋を持ったか

④ ペットの一時飼育スペースの設営への協力

ペットの飼い主は、避難所運営者と協力して、避難所にある物品(カラーコーンやテント、ブルーシートなど)を用いて、ペットの一時飼育スペースを設営します。また、必要に応じて室内の壁や床をブルーシートなどで覆い、施設が汚れないよう対策を検討しましょう。

⑤ ペット同行避難者の受付への協力

- ・ペットの飼い主は、ペットの飼い主同士で協力し合いながら、ペットの同行避難者の受付や誘導を行います。
- ・受付の手順などについては、本ガイドラインの 11 ページを参考にしてください。

⑥ 避難所等でのペットの一時飼育

ペットの飼い主は、以下の点に注意しながら避難所等でペットを一時飼育します。

ア 避難した飼い主全員で協力してペットを飼育する。

- ・飼育場所とその周辺の清掃・消毒や、ケージ内外とその周辺の清掃・消毒をする。
- ・他の避難者からの苦情やトラブルが発生した場合には、みんなで話し合って解決するように努める。
- ・ペットの飼育場所だけでなく、避難所等全体の運営にも協力する。

イ 必要なケージや当面の餌は、原則、飼い主が用意する。

ウ 周囲に配慮し、飼育ルールを守った適正な飼育をする。

- ・ペットへの餌やり・給水、食べ残しの片付け、排泄物・抜け毛の処理をする。
- ・散歩の際は人の生活範囲には入らず、散歩中の排泄物などは適切に処理する。
- ・鳴き声などのトラブル防止のため、餌やりは明るい時間に行う。

エ 退所する際は、一時飼育スペースとその周辺の清掃を行う。

⑦ ペット同行避難者によるペットの家族会の結成

- ・各避難所等において、飼い主同士の協力体制を築くため、ペットの家族会を結成することが望ましいです。
※一時飼育スペースのペットの飼育や衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任を持って行ってください。

- ・ペットの家族会は、ペット同行避難者の受付、ペット一時飼育スペース全体及びその周辺の清掃などの維持管理、ペット救援物資の搬入や仕分けなどを行います。

- ・ペットの家族会の中から、避難所運営者との連絡窓口となる代表者を決めます。代表者は、避難所運営者との調整や、ペットの家族会メンバーからの意見の集約やペットの飼育ルールの周知などを行います。



2 避難所等でのペット受け入れの考え方

【ペットの飼い主向け】

《施設管理者・避難所運営者向け》

(1) 受け入れ可能なペット

被災者全体の安全を確保する観点から、避難所等で受け入れ可能なペットは、原則として、家庭で飼育されている、犬、猫、小動物(うさぎ、小鳥、ハムスター、小型は虫類など)です。

(例)受け入れできない動物

- ・ 特定動物(はじめに 参照)、危険な動物、大型は虫類など
- ・ ペットショップなどで販売、保管されている犬猫など
- ・ 上記受け入れ可能なペットでも、人に対して危害を加える可能性がある、保管に特別な設備が必要であるなど、避難所運営者が受け入れ困難と判断した動物。

※ 上記の動物は、飼い主が平時から受入れ先を定めておくことが重要です。

●身体障がい者の補助犬である盲導犬、聴導犬、介助犬の取り扱い

「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。避難所等でも身体障がい者と身体障がい者補助犬の同居が原則です。

なお、居住スペース内に同伴することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、別途配慮が必要となります。

(2) ペット飼育は飼い主の責任

- ・ 避難所等では、ペットの世話や当面の餌の確保、逃走防止、飼育場所の管理は、飼い主の責任で行います。飼い主には、ペットを飼っていない避難者への配慮やペット自身のストレスの軽減など、普段以上に様々な配慮が求められます。
- ・ ペットの飼育や衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任を持って行うことが原則ですが、ペットの同行避難をしてきた飼い主同士が、協力して、ペットの同行避難の受け入れや飼育などを行うことが重要です。(ペットの家族会などの結成が望ましい)

(3) ペットの一時飼育スペースと居住スペースの分離

- ・ ペットの一時飼育スペースは原則、人の居住スペースと分けて運用し、

飼い主とペットが同室で過ごすことはできません。

- ・避難所等には、動物アレルギーのある人、動物が苦手な人、動物に不注意に手を出す幼い子どもがいます。飼い主は散歩など必要な場合を除いて、ペットを飼育スペース以外(人の居住スペースなど)に連れて行くことはできません。

(4) 避難所等での飼育ルールの遵守

- ・飼い主は、ペットに関するトラブルが起きないように、避難所等でのペットの飼育ルール「ペットの飼育ルール」(様式3)を守って、飼育します。
- ・避難所運営者と飼い主は協議して、必要に応じて、ルールの見直しを行います。
- ・飼い主は、飼い主以外の避難者にも配慮することを心掛け、ルールを守って飼育します。
- ・事故やトラブルが起こった場合は、当事者同士で解決します。

3 避難所等でのペットの受け入れ

《施設管理者・避難所運営者向け》

(1) 平當時に備えておくこと

《避難所等の準備》

《ペットの一時飼育スペースの設定》

- ・あらかじめ敷地内にペットの一時飼育スペースを設定します。
- ・市ホームページで、ペットの受け入れが可能な避難所等を公表します。
- ・災害時は、ペット同行避難者の対応以外にも、避難所運営者は多くの業務を行う必要があります。一時飼育スペースの想定やペット管理簿の印刷など、平時から準備できることは備えておきます。
- ・防災訓練などで、避難所の施設管理者と協力して、定期的に一時飼育スペースの確認を行います。

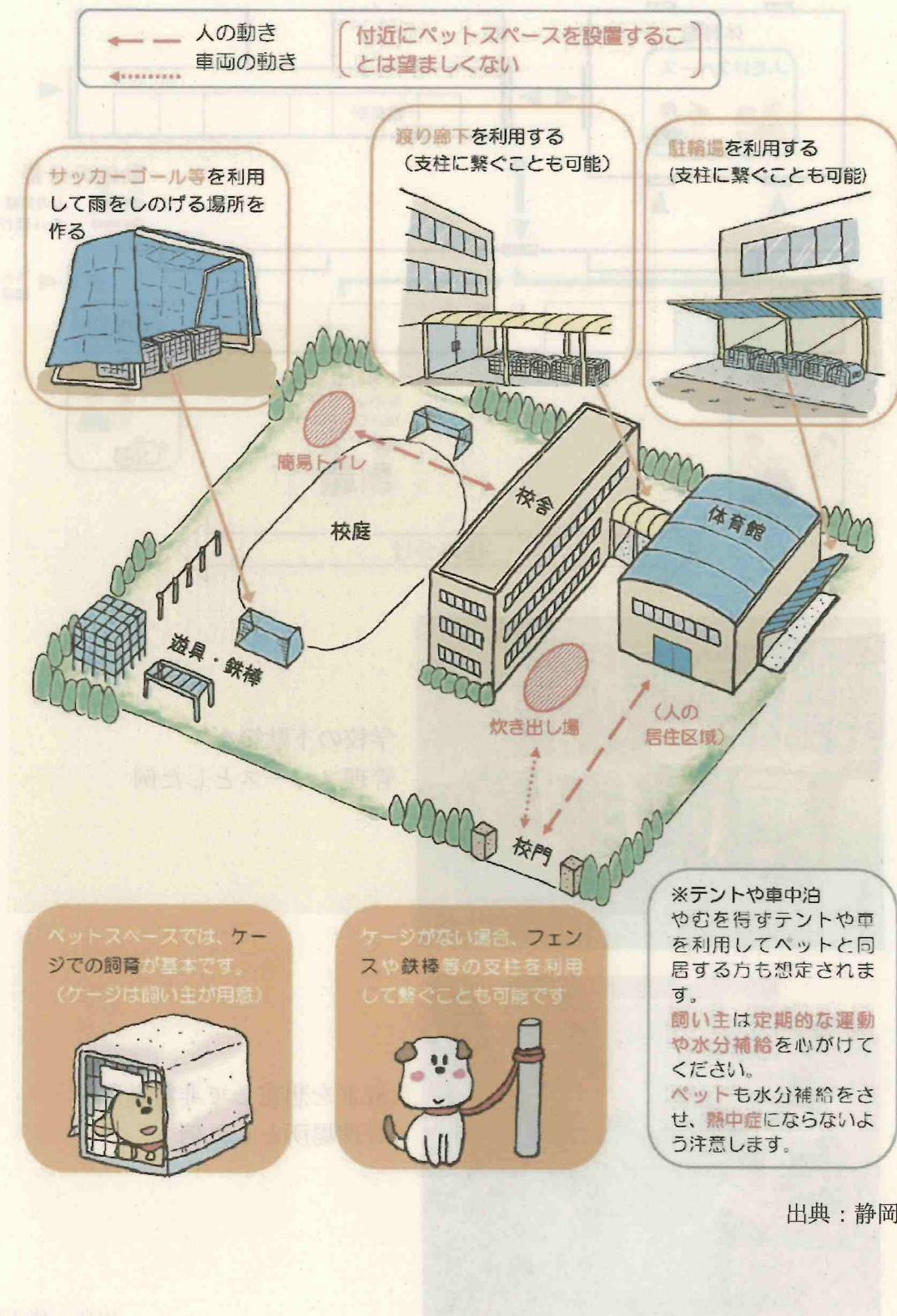
【必要条件】

- 屋外の場合、雨風がしのげること(テントなどできることも可)
- ペット用のケージを置いたり、ペットを丈夫な柱などにつないだりできること
- 鳴き声や臭いが人の居住場所にできるだけ届かないこと
- 避難者とペットの動線ができるだけ交わらないこと

【望ましい条件】

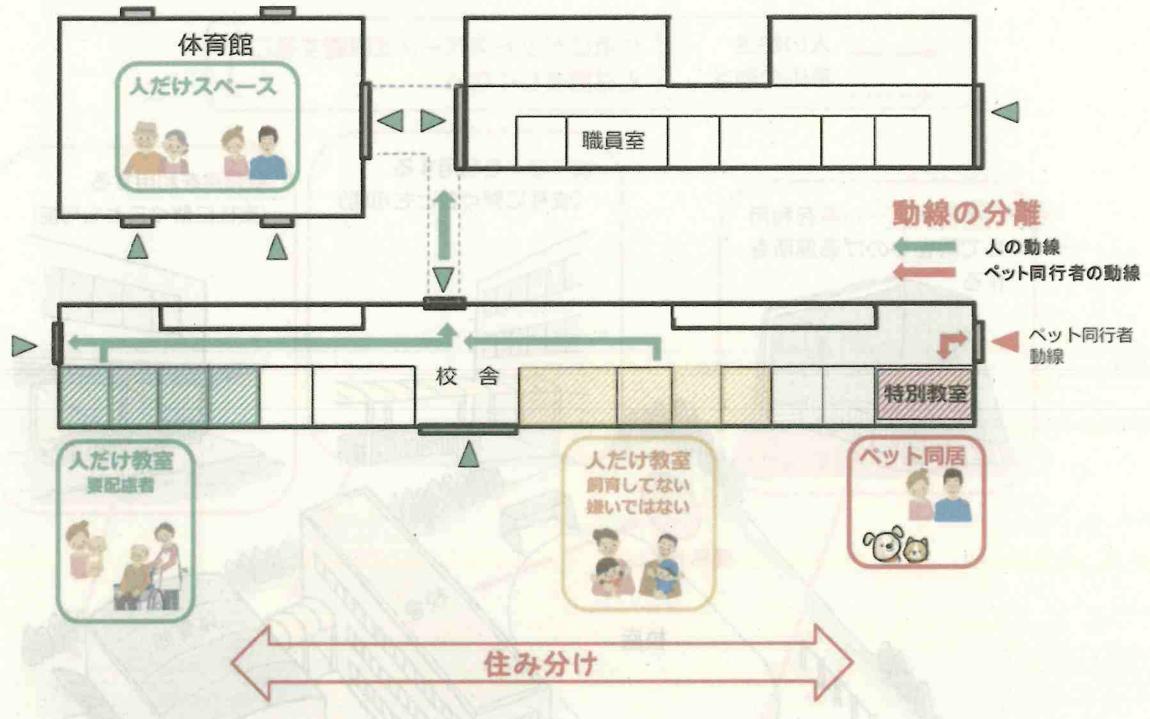
- 鉄道や幹線道路にできるだけ面しておらず、刺激が少ない場所であること
- 清掃しやすく、現状復帰しやすいこと(床面などが清掃、消毒しやすいなど)
- 動物の種類ごとにパーテーションなどで区画できること
- 季節・気候により、屋内と屋外の使い分けができること

ペットスペース【屋外例】



出典：静岡県

ペットスペース【屋内例】



学校の下駄箱を
管理スペースとした例



浸水を想定して非常階段を
管理場所とした例

出典：埼玉県

(2) 災害時(避難所等開設時)に必要なこと

① ペットの一時飼育スペースの設営

- ・ 避難所運営者は、ペットの飼い主と協力して、必要な物品(カラーコーンやテント、ブルーシートなど)を用いて、ペット一時飼育スペースを設営します。また、必要に応じて、室内の壁や床をブルーシートなどで覆い、施設が汚れないよう、対策を検討しましょう。
- ・ 一時飼育スペースには、「ペット一時飼育スペース」であることを明示します。

② ペット同行避難者との協力による受付の設置

- ・ 事故防止のため、(できるだけ)ペット同行避難者の専用の受付窓口を設置し、ペット同行避難者は、一般の避難者と分けて受付窓口に誘導します。
- ・ ペット同行避難者の受付窓口や誘導は、ペット同行避難者同士が協力して行うよう呼びかけます。

ペット同行避難者の受付手順

① 受け入れが可能なペットであるかを判断。

② ペット同行避難者の受付窓口で、

飼い主に、ペット飼育者管理簿(様式1)とペット情報カード(様式2)を記入してもらう。(可能であればペットの写真を記録)

③ 飼い主に、飼育ルールを守るよう説明。

④ ペットの飼育ルール(様式3)を配布。

　　ペットおよびケージに所有者などを明示するよう指示する。

※ 首輪やハーネスに名札が付いていない場合は、ネームタグなどで代用する。(ビニールテープなどで自作も可)

※ ケージに収容している場合は、名札(様式4)或いはガムテープなどに明記。

⑤ 同行避難してきた飼い主とペットを、ペット一時飼育スペースに誘導し、人の居住スペースと分離。

③ ペットの家族会結成の呼びかけ

- ・ 一時飼育スペースのペットの飼育や衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任を持って行います。

避難所等において、飼い主同士の協力体制を築くため、ペットの家族会を結成してもらうことが望ましいです。

- ・ ペットの家族会の中から、避難所運営者との連絡窓口となる代表者を決めてもらい、ペット同行避難者に指示するべき事などが発生したときは、代表者を通じて指示を伝えます。

④ 市災害対策本部への連絡

ペット支援物資(ペットフード、ペットシーツ、ケージ等)の要請が必要となるため、避難所運営者は、ペット同行避難者を受け入れた場合は市災害対策本部に連絡をします。

なお、市を通じて長野県（北信保健福祉事務所）からもペットの飼養状況の確認やペットに関する物資提供のほか、動物取扱事業者情報提供が受けられる場合があります。



（様式 1）

ペシト飼育者管理簿

(様式2)

ペット情報カード（個票）

管理番号	
入所日	年 月 日
退所日	年 月 日

飼い主の情報	(フリガナ) 名前	
	避難前住所	
	避難所等での 避難場所 (スペース) ※車中泊は車種とナンバー	
	連絡先 (携帯電話等)	
	呼び名	
ペットの情報	動物の種類	動物種
		品種
		犬の場合 体格 (大・中・小) ・狂犬病予防法に基づく登録 (有)登録番号 (無) ・今年度狂犬病予防注射 (済)済票番号 (未)
		オス・メス → 避妊去勢 (済・未)
特徴 (毛色等)		
マイクロチップ	有・無(有の場合、番号)	
かかりつけ動物病院		
特記事項		

(様式3) ペットの飼育ルール

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所等では下記のルールに基づいて、飼い主が責任を持って飼育を行ってください。

- 1 ペットは決められた飼育スペースでケージに入れるか、柱などにつなぐなどして飼育してください。ケージの置き場所や、つなぐ場所は、避難所運営者の指示に従ってください。決められた飼育スペース以外で、ペットを飼育しないでください。
- 2 ペットには飼い主の名前、連絡先、ペットの名前を書いた名札をつけましょう。※ペットに直接つけるのが難しい場合は、ケージ等に貼るなどしてください。
- 3 ペットの飼育に関する必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行ってください。飼い主同士で協力し、助け合いながら飼育をするようにしてください。
- 4 ペットの飼育に必要な資材(ケージ、食器、その他の用具)と当面の餌などは、原則、飼い主がそれぞれ用意します。※ペット関連の救援物資はすぐに届くとは限りません。
- 5 ペットやケージ内、飼育場所を清潔に保つようにしてください。
 - (1) できるだけ決められた時間に給餌し、食べ残した餌は必ず後始末してください。
 - (2) 排泄物や抜け毛は必ず後始末してください。
- 6 ペット飼育場所及びその周辺の清掃をしてください。
- 7 ペットによる苦情・危害防止に努めてください。苦情やトラブルが発生した場合は、みんなで話し合って解決するように努めましょう。
- 8 一時的に親戚や知人に預けるなどの方法を検討してください。避難生活が長期化する場合、飼い主とペットのストレスは大きくなるので、ストレスを軽減する方法を検討しましょう。避難所等には、動物アレルギーのある人や、動物が苦手な人もいます。飼い主さん同士が助け合って、周囲にも配慮を示すことが大切です。

(様式4)

名札

ペットを飼育するケージ（ない場合は近くに）貼ってください

受付番号	
飼い主名	
連絡先	
ペットの名前	
種類	
特徴	(例) 体調を崩している、知らない人には慣れてないなど

※ ガムテープ等で代用する場合は、【受付番号】 【ペットの名前】などを記載し、飼い主が名簿から容易にわかるよう、ご協力ください。

参考様式①

掲示物

○○避難所の皆様へ

○○避難所では、飼い主さんの責任のもと、以下の場所でペットを飼育しています。命あるものとして、共に災害を乗り越えられるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ペットスペースの位置図

(あるいは、ペットスペースが表示された避難所全体の室名表)

飼い主の方へ

避難所は共同生活の場です。周りの方の迷惑にならないよう、必ず飼育のルールを守ってください。

飼い主以外の避難者の皆様へ

ペットは飼い主さんが責任をもって飼育しておりますが、トラブル防止のため、以下の事項を守っていただくようお願いします。

- (1) 不必要にペットスペースに近づかないでください。
- (2) 飼い主の許可なくペットに触らないでください。
- (3) 飼い主の許可なく動物にエサを与えないでください。

ペットスペース管理代表者 ○○○○
避難所運営責任者 ○○○○

ペット同行避難に関するお問い合わせ

飯山市役所総務部危機管理防災課

電話 0269-62-3111(代表)

0269-67-0721(直通)

FAX 0269-62-5990

E-mail kikikanri@city.iiyama.nagano.jp

URL <https://www.city.iiyama.nagano.jp/>